

運輸業（トラック、バス、タクシー）の事業主の方へ

## 「自動車運転者時間管理等指導員制度」のご案内

福岡労働局労働基準部監督課

自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」といいます。）をはじめとした労働基準関係法令の違反率が高く、また、脳・心臓疾患の労災申請並びに認定件数が多い業種となっています。

厚生労働省では、自動車運転者の労働時間等労働条件の改善に向けた取組を進めるため、「自動車運転者時間管理等指導員制度」を設けています。

本制度においては、運輸業の事業場における労務管理や健康管理についてなどのさまざまなご相談に、専門の指導員（自動車運転者時間管理等指導員）が個別訪問（無料）により対応いたします。

個別訪問のほかにも、説明会・研修会の講師・個別相談会などにも対応いたします。

この機会に指導員をご活用いただき、より良い労務管理・健康管理の体制づくりをお願いいたします。

指導員への具体的な相談内容などは、以下のとおりです。

- (1) 改善基準告示の内容について
- (2) 労働基準法の内容について
- (3) 労働時間制度、賃金制度の見直しについて
- (4) 労働契約、労働条件通知書について
- (5) 就業規則の作成・変更について
- (6) 時間外・休日労働に関する労使協定（三六協定）について
- (7) 健康管理対策について
- (8) 過重労働対策について

その他、「労務管理全般」の相談に対応しています。

指導員は、高い守秘義務を負っていますので、相談した内容が他の事業場など外部に漏れることはありません。



**本制度は、労務管理の改善に意欲のある事業主の方を支援する制度で、監督指導や監査などの権限行使とは異なりますので、積極的にご活用ください。**

自動車運転者時間管理等指導員への相談（個別訪問など）を希望される方は、裏面の「申込書」にご記入の上、福岡労働局労働基準部監督課あてFAXまたは郵送によりお申込みください。

平成 年 月 日

FAX 092(475)0183  
福岡労働局労働基準部監督課 行き

## 「自動車運転者時間管理等指導員」による 個別訪問等申込書

事業場名 (団体名)	
所在地	〒
電話番号	( )
ご担当者職氏名	
相談したい内容	改善基準告示、運行管理について 労働時間制度について 賃金制度について 労働契約、労働条件通知書について 就業規則の作成・変更について 時間外・休日労働に関する労使協定について 健康管理対策について 過重労働対策について その他 ( )

訪問する日程等については、おってご連絡の上、調整させていただきます。

### 【お問合せ先】

福岡労働局労働基準部監督課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4階

電話 092(411)4862

FAX 092(475)0183